

第六次大衡村総合計画がスタート

大衡村の将来を展望したまちづくりの基本理念を達成するために必要な施策を定め、その実現のための総合的かつ計画的な行財政運営の指針となる第六次大衡村総合計画が4月からスタートしました。

計画期間：令和2年度(2020年度)から令和11年度(2029年度)までの10年間

【基本理念】

『新しい時代につなぐ豊かな万葉の里・おおひら』

【キャッチフレーズ】

『みんなで支え 笑顔で暮らせる まちづくり』

これまで、本村では「万葉の里」をキーワードとしてまちづくりを進めてきましたが、すべての世、すべての草木、永遠の繁栄などを意味する「万葉」をこれからもキーワードとし、令和という新しい時代においても自然環境や行政サービスが豊かな村であり続けられるようまちづくりを進めていきます。

【施策の大綱】

基本理念を実現するために、本村の課題を踏まえ、まちづくりの基本方針として5つの施策の大綱を設定しました。

1. みんなが快適に暮らし続けられるまちづくり
(土地利用、市街地整備、交通体系、生活環境、防災・防犯、防衛施設周辺環境)
2. みんなが参加し、交流でにぎわうまちづくり
(農林業、工業、商業、観光、交流活性)
3. みんなが支え、子どもがたくましく育つまちづくり
(子育て支援、教育、文化活動)
4. みんなが健康で元気なまちづくり
(福祉、医療、生涯学習、スポーツ・レクリエーション)
5. みんなが集い、つながるまちづくり
(コミュニティ、協働によるまちづくり、高度情報化、行政運営、財政運営、広域行政)

※住民の皆様へ、第六次大衡村総合計画の概要版を区長配布によりお届けします。

次月号から、基本計画の分野ごとの施策について掲載します。

新型コロナウイルス対策

身のまわりを清潔にしましょう

石けんやハンドソープを使った丁寧な手洗いを行ってください。



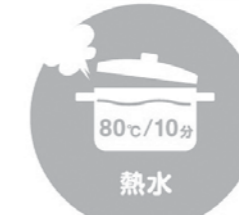
手洗いを丁寧に行うことで、十分にウイルスを除去できます。さらにアルコール消毒液を使用する必要はありません。

手洗い		残存ウイルス
手洗いなし		約100万個
石けんやハンドソープで10秒もみ洗い後流水で15秒すすぐ	1回	約0.001% (数十個)
	2回繰り返す	約0.0001% (数個)

(森田文也：感染症学雑誌、80:496-500,2006 から作成)

食器・手すり・ドアノブなど身近な物の消毒には、アルコールよりも、熱水や塩素系漂白剤が有効です。

(新型コロナウイルスだけでなく、ノロウイルスなどにも有効です)



食器や箸などは、80℃の熱水に10分間さらすと消毒ができます。火傷に注意してください。



濃度0.05%に薄めた上で、拭く・消毒ができます。ハイター、ブリーチなど。

【参考】0.05%以上の次亜塩素酸ナトリウム液の作り方

以下は、次亜塩素酸ナトリウムを主成分とする製品の一例です。商品によって濃度が異なりますので、以下を参考に薄めてください。

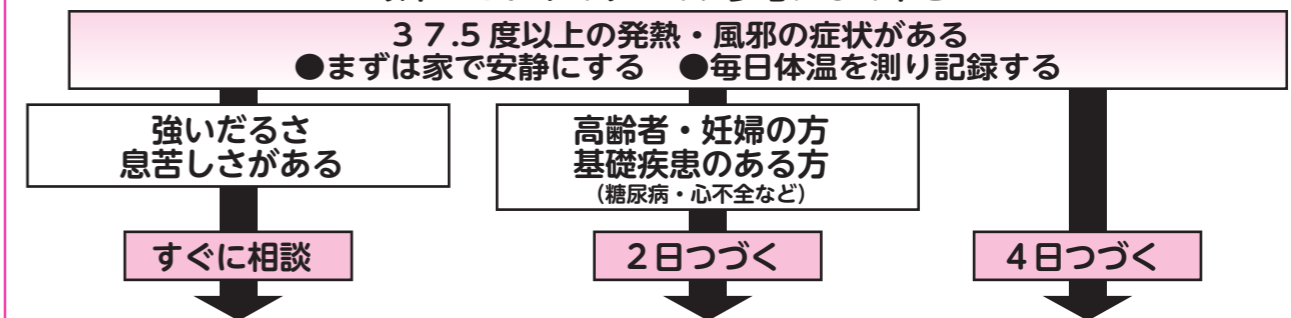
メーカー	商品名	作り方の例
花王	ハイター	水1Lに25mL (付属のキャップ1杯)
	キッチンハイター	水1Lに25mL (付属のキャップ1杯)
カネヨ石鹸	カネヨブリーチ	水1Lに10mL (付属のキャップ1/2杯)
	カネヨキッチンブリーチ	水1Lに10mL (付属のキャップ1/2杯)
ミツエイ	ブリーチ	水1Lに10mL (付属のキャップ1/2杯)
	キッチンブリーチ	水1Lに10mL (付属のキャップ1/2杯)

※使用にあたっては、商品パッケージやホームページの説明をご確認ください。
※上記のほかにも次亜塩素酸ナトリウムを主成分とする商品は多数あります。商品パッケージやホームページの説明に従って使用してください。

【注意】
・家事用手袋を着用して行ってください。
・金属は腐食することがあります。
・換気をしてください。
・他の薬品と混ぜないでください。

新型コロナウイルス感染症の受診の目安と各相談窓口について

～国で示している新型コロナウイルス感染症の受診の目安は以下のとおりですので、参考にして下さい～



新型コロナウイルスに関する一般相談窓口

※上記の症状でコールセンターにご相談頂いた後は、コールセンターから、帰国者・接触者相談センターへおつなぎします。その他、一般的なお問い合わせについても受け付けています。

宮城県相談窓口(コールセンター) 電話番号 022-211-3883
受付番号 24時間(土日・祝日も実施)

聴覚に障害のある方をはじめ、電話での相談が難しい方 FAX022-211-3192



厚労省 検索



厚生労働省相談窓口
電話番号 0120-565653 (フリーダイヤル)
受付番号 9:00~21:00 (土日・祝日も実施)
聴覚に障害のある方をはじめ、電話での相談が難しい方
FAX03-3595-2756